



「海外国債ファンド」 分配金に関するお知らせ

平素は、「海外国債ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）をご愛顧賜り、厚くお礼申し上げます。

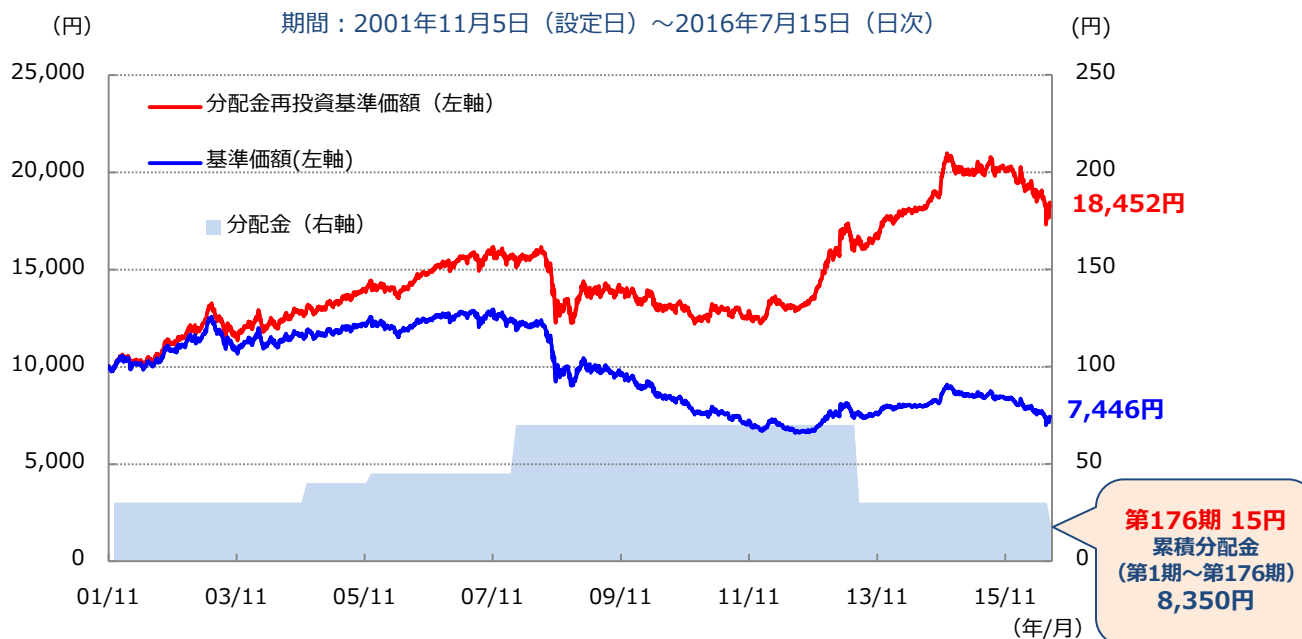
さて、当ファンドは、2016年7月15日に第176期決算を迎え、当期の分配金につきまして、前期の30円（1万口当たり、税引前、以下同じ。）から15円に引き下げたことをご報告申し上げます。

Q1 なぜ、分配金を引き下げたのですか？

足もとの市場環境や基準価額の水準などを総合的に勘案した結果、分配金を引き下げました。

世界経済の成長停滞を背景とした世界的な金利低下によって、十分なインカム収益を確保することが難しくなっています。また、為替市場での急速な円高に伴って基準価額が大きく下落しています。こうしたなか、『長期的に安定した収益確保と投資信託財産の成長を目指す』という当ファンドの目的などを総合的に勘案し、2016年7月15日（第176期決算日）の分配金額を従前の30円から15円に引き下げることを決定しました。

基準価額と分配金の推移



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※分配金実績は、1万口当たりの税引前分配金を表示しています。

※運用状況によっては分配金が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。上記の図表は過去の実績を示したものであり、将来の動向やファンドの運用成果、分配金の支払いおよびその金額について示唆あるいは保証するものではありません。

当資料は新光投信が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。信頼できると考えられるデータなどに基づき作成していますが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。当資料中の今後の見通しや運用方針に関する部分などは、作成日現在の情報に基づくものであり、今後の投資環境などの変化により変更される場合があります。

投資信託は、預金や保険契約ではなく、預金保険制度、保険契約者保護制度の対象ではありません。投資信託は、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の対象とはなりません。投資信託は、元本の保証はありません。投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。

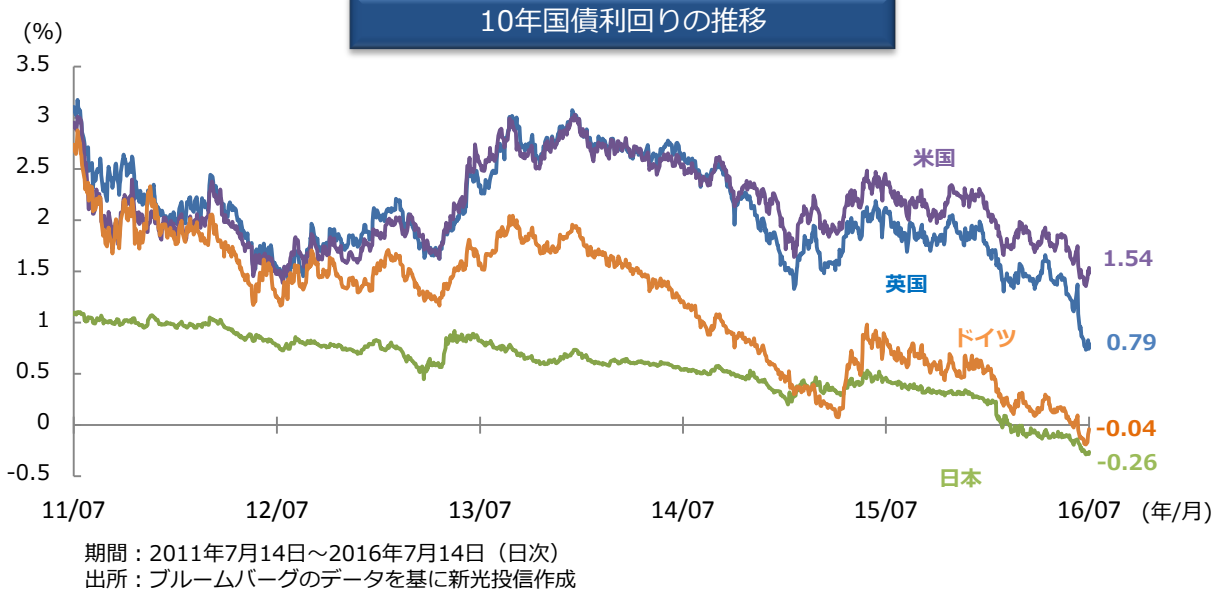
海外国債ファンド

追加型投信／海外／債券

Q2 主な投資対象国の金利と為替の推移について教えてください。

世界的に国債市場の利回りは低下傾向、為替市場は対米ドル、対ユーロともに円高となっています。

当ファンドが投資対象としている先進国債券市場では、金利の低下傾向が続いています。足もとでは英国の国民投票でEU（欧州連合）離脱支持派が勝利したことを受けて世界景気の不透明感が強まっており、米国では利上げ観測の後退が進んでいます。また、欧州においても英国のEU離脱問題の影響によっては追加緩和もありうると思惑が浮上しています。このようななか、米国10年国債利回りは史上最低の水準で推移し、ドイツ10年国債利回りもマイナス圏まで低下しています。



為替市場は、対米ドル、対ユーロともに足もとで円高基調にあります。日米の金利差が縮小傾向にあることや、英国の国民投票によるEU離脱派の勝利を受けての世界景気の先行き不透明感から、安全資産とされる円に逃避資金が流入しています。



※ 上記の図表は過去の実績を示したものであり、将来の動向やファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

当資料における注意点は、1ページをご覧ください。

海外国債ファンド

追加型投信／海外／債券

Q3

今後の市場見通しと運用方針について教えてください。

米国市場

米国経済は、6月の雇用統計が市場予想を上回ったほか、個人消費なども底堅く推移しており、総じて緩やかな景気回復基調を維持しています。6月のFOMC（米連邦公開市場委員会）で長期的な金利見通しが下方修正されたことや、英国のEU（欧州連合）離脱問題の影響などにより、FRB（米連邦準備制度理事会）は極めて緩やかなペースで利上げを行うと見えています。こうしたなか、米国10年国債利回りは低水準での推移が続くと考えられます。

欧州市場

ユーロ圏経済は緩やかな回復基調となっているものの力強さには欠ける状況であり、インフレ率も低水準で推移しています。また、英国のEU離脱問題がユーロ圏の国に波及することも懸念されます。ドイツ10年国債利回りは、ECB（欧州中央銀行）の国債買い入れにより需給が引き締まっていることや安全資産としての需要から、引き続き低水準で推移すると見えています。周辺国国債については、リスク回避の動きなどにより大きく変動する状況を想定しています。金融政策については、英国のEU離脱問題の影響次第では追加金融緩和が行われることも考えられます。

為替市場

米ドル／円相場は、米国の利上げ時期や、英国のEU離脱プロセスに対する思惑により、変動の大きな展開を想定しています。ユーロ／円相場は、EU離脱の動きが拡大した場合には、一段とユーロ安となることも考えられます。

今後の運用方針

上記の想定のもと、デュレーションについては、ベンチマークに対してやや長期化している現状の水準を維持する方針ですが、金利水準が過度に低下したと判断した場合には一旦中立とすることを検討します。通貨配分については、英国のEU離脱プロセスが不透明であることから英ポンドやユーロが他の投資対象通貨に対して中長期的に弱含むとの見方により、英ポンドとユーロをややアンダーウェイトし、その分米ドルをオーバーウェイトしている現状の配分を維持する方針です。

当ファンドでは、引き続き安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行う所存ですので、今後とも「海外国債ファンド」をご愛顧賜りますよう、よろしくお願いいたします。

※ベンチマークは「シティ世界国債インデックス（除く日本、7～10年、円ベース）」です。

上記指数は、日本を除く世界主要国（平成28年4月末、22カ国）の国債の総合投資利回りを、各市場の時価総額で加重平均して指数化したもので、Citigroup Index LLCが開発した指数です。同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産です。同社は、各指数の算出、公表、利用など各指数に関する一切の権利を有しています。同社は、当ファンドの運用成績などに関する一切の責任を負いません。

※上記の今後の市場見通しと運用方針については作成日現在のものであり、市況変動などにより予告なく変更される場合があります。



海外国債ファンド

追加型投信／海外／債券

当ファンドは、主として海外の公社債にマザーファンドを通じて、または直接投資します。実質的に組み入れた公社債の値動きや信用状況の変化、為替相場の変動などの影響により基準価額は変動しますので、これにより投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ファンドの特色

1. 主として海外国債マザーファンドを通じて、アメリカ、イタリア、ドイツ、フランス、イギリスそしてカナダの6カ国が発行する国債と政府機関債(国債と同等の格付けを持つもの)を中心に分散投資を行います。

◆当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

◆「シティ世界国債インデックス(除く日本、7～10年、円ベース)※」をベンチマークとして、インデックスを上回る投資成果を目指す運用を行います。

※日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを、各市場の時価総額で加重平均して指数化したもので、Citigroup Index LLCが開発した指数です。同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産です。同社は、各指数の算出、公表、利用など各指数に関する一切の権利を有しています。同社は、当ファンドの運用成績などに関する一切の責任を負いません。

◆主要投資対象は、海外国債マザーファンドならびにシティ世界国債インデックスに含まれる国(日本を除く)に所在する政府、政府関係機関、国際機関、法人およびその他事業体が発行する当該インデックスに含まれる通貨建ての国債、政府機関債、国際機関債、短期金融商品とします。

◆公社債の実質組入比率については原則として高位を保ちますが、投資環境が大きく変動するような場合、このような運用ができないことがあります。

◆外貨建資産については為替ヘッジを行いません。

2. 主要先進6カ国の高格付債券へ分散投資することで、さまざまなリスクの分散・抑制に努めます。

◆特定の通貨や国に集中せず、分散して投資を行うことで、「為替変動リスク」、「金利変動リスク」、「信用リスク」などの抑制を図ります。

3. 原則として、毎月15日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。

◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。

◆分配金額は、委託会社が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

◇運用状況により分配金額は変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



ファンドの主な投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券などに実質的に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産に実質的に投資した場合、為替相場の変動などの影響も受けます。

これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

為替変動リスク	外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
金利変動リスク	公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
信用リスク	公社債などの信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該公社債などの価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
カントリーリスク	投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
流動性リスク	有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因（投資リスク）は、上記に限定されるものではありません。詳細は、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください。

収益分配金に関する留意事項

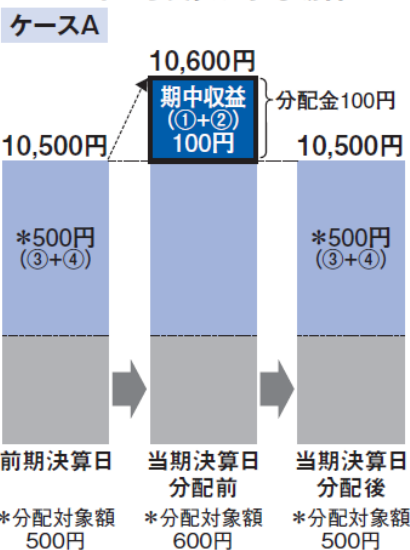
- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



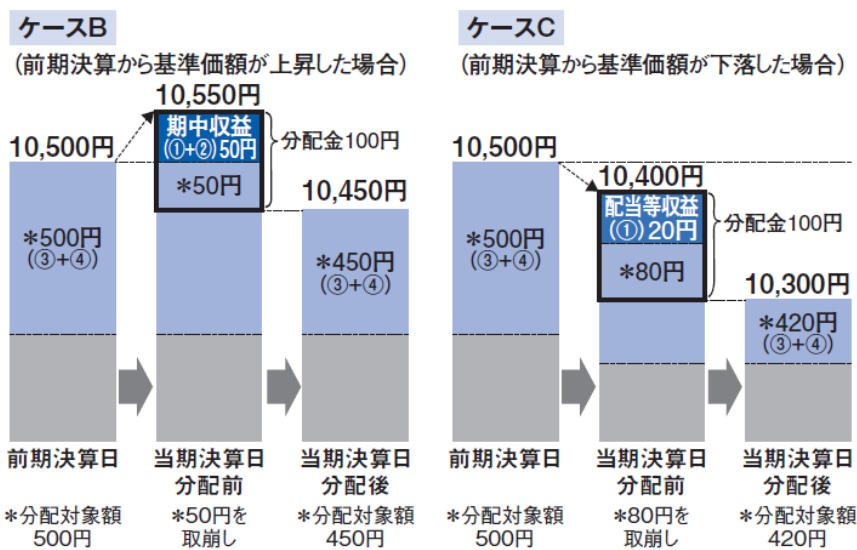
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次のとおりとなります。

ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0円 = 100円
 ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲ 50円 = 50円
 ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲ 200円 = ▲100円

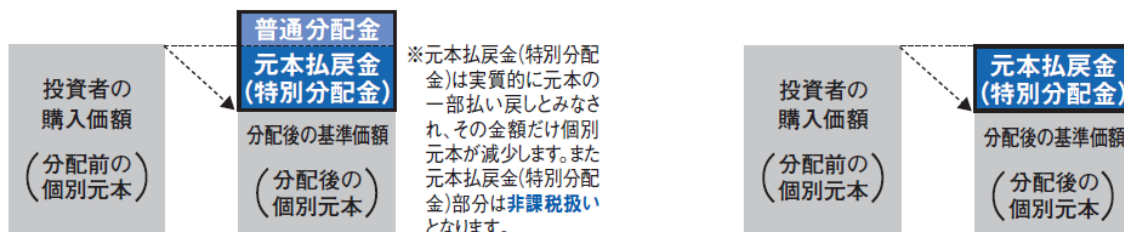
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

海外国債ファンド

追加型投信／海外／債券

お申込みメモ

商品分類	追加型投信／海外／債券
購入単位	(当初元本1口＝1円) 購入単位は販売会社またはお申込コースにより異なります。 お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2コースがあります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社または新光投信にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当ファンドの基準価額は1万口当たりで表示)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までとし、当該締切時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。 ※申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込不可日	以下に定める日には、購入・換金のお申し込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申し込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申し込みを取り消す場合があります。
信託期間	無期限(2001年11月5日設定)
繰上償還	受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合などには、繰上償還することがあります。
決算日	毎月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 ※「分配金再投資コース」を選択された場合の分配金(税引後)は自動的に無手数料で全額再投資されます。
課税関係	収益分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して所定の税率により課税されます。 当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」の適用対象です。 ※税法が改正された場合などには、課税上の取り扱いが変更になる場合があります。

ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用		
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 2.16%(税抜2.0%) を上限として、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た額となります。詳しくは販売会社または新光投信にお問い合わせください。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し 0.1% を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。
お客さまが信託財産で間接的に負担する費用		
保有期間中	運用管理費用(信託報酬)	日々のファンドの純資産総額に 年率1.026%(税抜0.95%) を乗じて得た額とします。
	その他の費用・手数料	監査法人に支払うファンドの監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用などを、その都度(監査報酬は日々)、投資信託財産が負担します。 ※「その他の費用・手数料」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

◎手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

◎詳細につきましては、投資信託説明書(交付目論見書)、運用報告書などでご確認ください。

委託会社、その他の関係法人

- 委託会社：新光投信株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第339号
加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
ファンドの運用の指図などを行います。
- 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 ファンドの財産の保管および管理などを行います。
- 販売会社：募集・販売の取り扱い、投資信託説明書(目論見書)などの書面の交付、換金申込の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金・換金代金・償還金の支払いなどを行います。

新光投信株式会社 ヘルプデスク 0120-104-694 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネット ホームページ <http://www.shinkotoushin.co.jp/>



海外国債ファンド

追加型投信／海外／債券

2016年7月

販売会社一覧

販売会社名	登録番号	加入協会
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第6号	日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
池田泉州ＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第370号	日本証券業協会
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第24号	日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
永和証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第5号	日本証券業協会
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第6号	日本証券業協会
S M B C日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社ＳＢＩ証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第169号	日本証券業協会
岡安証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第8号	日本証券業協会
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号	日本証券業協会
新大垣証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第11号	日本証券業協会
大山日ノ丸証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第5号	日本証券業協会
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	日本証券業協会
立花証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第110号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号	日本証券業協会
廣田証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第33号	日本証券業協会
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	日本証券業協会
フィリップ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第127号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
二浪証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第6号	日本証券業協会
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
三木証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第172号	日本証券業協会
三津井証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第14号	日本証券業協会
三豊証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第7号	日本証券業協会
都証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第36号	日本証券業協会
むさし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号	日本証券業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

投資信託説明書（交付目論見書）のご請求・お申し込みは各販売会社にお問い合わせください。

この一覧表は、各販売会社より取得した情報を基に作成しています。

購入のお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡しますので、必ずお受け取りになり、詳細をよくお読みいただき、投資に関してはご自身でご判断ください。また、あらかじめ交付される契約締結前交付書面など（目論見書補完書面を含む）の内容をよくお読みください。

設定・運用 商号等：新光投信株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第339号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

海外国債ファンド

追加型投信／海外／債券

販売会社一覧

販売会社名	登録番号	加入協会
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第199号	日本証券業協会
六和証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第37号	日本証券業協会
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号	日本証券業協会
株式会社阿波銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第1号	日本証券業協会
株式会社北九州銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第117号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
株式会社紀陽銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第8号	日本証券業協会
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
株式会社筑邦銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第5号	日本証券業協会
株式会社筑波銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第44号	日本証券業協会
株式会社東北銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第8号	日本証券業協会
株式会社徳島銀行 (新規買い付けのお申し込みは停止しております)	登録金融機関 四国財務局長(登金)第10号	日本証券業協会
株式会社東日本銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第52号	日本証券業協会
株式会社肥後銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第3号	日本証券業協会
株式会社百十四銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第5号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
株式会社北洋銀行	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
株式会社三重銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第11号	日本証券業協会
株式会社南日本銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第8号	日本証券業協会
株式会社もみじ銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第12号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
株式会社八千代銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第53号	日本証券業協会
株式会社山口銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第6号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会

この一覧表は、各販売会社より取得した情報を基に作成しています。

(順不同)

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申し込みは各販売会社にお問い合わせください。

この一覧表は、各販売会社より取得した情報を基に作成しています。

購入のお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、詳細をよくお読みいただき、投資に関してはご自身でご判断ください。また、あらかじめ交付される契約締結前交付書面など(目論見書補完書面を含む)の内容をよくお読みください。

設定・運用 商号等：新光投信株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第339号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会